

指名停止と同様の措置の概要

1. 業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	

2. 措置期間 令和4年6月21日～令和4年12月20日（6か月）
（※今後、有資格者となった場合、この措置期間の始期から6か月の指名停止措置を行う。）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

4. 事実概要

（株）銭高組の元使用人は、防衛省近畿中部防衛局発注の岐阜（2）評価施設新設建築その他工事において、防衛省近畿中部防衛局職員（当時）から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成11年3月31日告示第22号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項及び別表第9号に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措置要件	期間
別表第2 （公契約関係競売等妨害又は談合） 9 有資格者である個人、有資格者の役員等又は使用人が、談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき （前2項に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴の提起を知った日から6月以上12月以内

問合せ先

土浦市総務部管財課契約検査係
土浦市大和町9番1号
電話 029-826-1111 （内線）2226、2227